○島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年５月５日　島田市長職務執行者決裁により
本要綱を継承
最終改正　平成30年11月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、島田市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　共同企業体に発注することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、大規模かつ技術的に難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果があると認められる工事で、次に掲げるものとする。

(1) 工事費がおおむね５億円以上の土木工事

(2) 工事費がおおむね10億円以上の建築工事

(3) 工事費がおおむね２億５千万円以上の設備工事

２　前項に規定する工事のほか、共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができる。

（発注工事の指定）

第３条　島田市入札参加者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、対象工事の規模、内容等を勘案して、共同企業体に発注する建設工事（以下「発注工事」という。）を指定する。

（構成員の数）

第４条　共同企業体の構成員の数は、２者以上５者以内とし、発注工事ごとに定めるものとする。

（構成員の組合せ）

第５条　共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 島田市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者の組合せであること。

(2) 次条第７号又は第９条第２号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

（構成員の要件）

第６条　共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。
(4) 島田市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年10月18日告示第219号）第１の１（４)のアからオまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。
(5) 建設業法第28条第３項の規定による営業停止の期間中でないこと。
(6) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年９月28日島田市告示第159号）による入札参加停止の期間中でないこと。
(7) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領による指名の排除期間中でないこと。
(8) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

（結成方法）

第７条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第８条　共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。
(1) ２者の場合　30パーセント以上
(2) ３者の場合　20パーセント以上
(3) ４者の場合　15パーセント以上
(4) ５者の場合　10パーセント以上

（代表者の要件）

第９条　共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たす者とする。
(1) 構成員中、より大きな施行能力を有する者で、その出資比率が最大であること。
(2) 代表者の要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

（審査委員会）

第10条　第６条第８号又は前条第２号の要件を別途定める場合には、入札参加資格設定調書（第１号様式）を作成し、あらかじめ、審査委員会に諮るものとする。

（資格の公告）

第11条　共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。
(1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
(2) 工事の場所
(3) 工事の概要
(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
(5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件
(6) その他必要と認める事項

（資格の申請）

第12条　資格審査の申請をしようとする共同企業体は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。
(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（第２号様式）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第３号様式）の写し
(3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
(4) 競争入札参加資格の認定に必要とする資料

（資格の認定）

第13条　共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条の書類により作成する入札参加資格審査申請者一覧表（第４号様式）を審査の上行い、入札参加資格審査結果通知書（第５号様式）により当該審査の結果を通知するものとする。この場合において、あらかじめ、当該審査の内容を審査委員会に諮るものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第14条　共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができるものとする。

２　前項の説明を求められたときには、原則として、前項の指定の期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

３　説明を求めた者の競争入札参加資格を認定しようとするときは、前条に規定する手続を行い、適当と認めた場合に限り、前条の結果を取り消し、前項の回答と併せて、改めて当該資格を認定する旨の通知を行うものとする。

（契約方式等）

第15条　第11条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 第13条及び前条第３項の規定により競争入札参加資格を認定された共同企業体の中から、競争に参加する者を指名し、指名競争入札に付すること。
(2) 第13条及び前条第３項の規定により競争入札参加資格を認定された共同企業体を対象に、一般競争入札に付すること。

２　前項第１号の場合において、指名競争入札に付する共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第11条の手続を経て、これを補充するものとする。

（存続期間）

第16条　共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として３月以上存続するものとする。

（編成表の提出）

第17条　契約を締結した共同企業体は、契約の日から７日以内に特定建設工事共同企業体編成表（第６号様式）を市長に提出するものとする。なお、当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附　則

この要綱は、平成17年５月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年11月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年11月１日から施行する。

様式第１号（第10条関係）　島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

入札参加資格設定調書

年　　月　　日作成　　○○課

工事名				工種	
工事場所		工期		設計金額	
方式				構成員数	
工事概要	工事目的				
	規模				
	構造形式				
	工法				
公告日		年　月　日	申請書等の提出期限日	年　月　日 ※ 指定の期日 （JV要綱第12条） （制限付き一般競争入札実施要領は、公告の翌日から7日以内と規定）	
資格の認定日		年　月　日 ※（制限付き一般競争入札実施要領は、申請書・資料の提出期限の翌日から3日以内に資格の有無を通知と規定）	入札日	年　月　日	
資格要件	代表構成員に求めるもの				
	その他の構成員に求めるもの				
資格要件の設定理由					
見込対象者数					
申請書・資料作成説明会の有無及び日程					
添付資料		※ 位置図・平面図・断面図等参考となるものを添付			

様式第２号（第 12 条関係）島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

建設工事入札参加資格審査申請書

年　　月　　日

島田市長

共同企業体の名称

代表構成員　住　所
商号又は名称
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

その他の構成員　住　所
商号又は名称
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

このたび、連帯責任によって下記工事の共同企業体による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　工事名

２　上記工事に伴う附帯工事

様式第３号（第12条関係）

島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

特定建設工事共同企業体協定書

入札参加資格申請に協定書(写)を提出（JV 要綱第 12 条）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 島田市発注に係る○○○○○○○○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○○○○○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、○○年○月○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○月を経過するまでの間は、解散することができない。

注)工事完成後3月以上存続(JV 要綱第 16 条)

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地　○○○○○○○○○○○

名　称　○○○○○○○○

所在地　○○○○○○○○○○○

名　称　○○○○○○○○

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○○○　　○○％

○○○○○○○　　○○％

注)出資比率の最小限度(JV 要綱第8条)

2者の場合　30%以上・3者の場合　20%以上

4者の場合　15%以上・5者の場合　10%以上

２　金銭以外のものによる出資については、時価をしん酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○○○○○○○とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各

構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第19条　この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇外〇者は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

住　所
代 表 構 成 員　商号又は名称
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

住　所
その他の構成員　商号又は名称
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第４号（13条関係）　島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

入札参加資格審査申請者一覧表

第7条

工事名

商号又は名称		構成員名	経営事項審査の総合評点値	結成方法	出資比率	存続期間	資格の認定の可否
○○・□□特定建設工事共同企業体	代表構成員	○○建設㈱		自主結成	%		
	その他の構成員	□□建設㈱			%		

第８条（最低出資比率）
２者の場合　30％以上
３者の場合　20％以上
４者の場合　15％以上
５者の場合　10％以上

第 16 条
工事完成後
３月以上存続

（注）１　受付順に整理する。
　　２　項目は、設定する用件に応じて加除、修正する。

様式第５号（第13条関係）島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

入札参加資格審査結果通知書

第　　号
年　　月　　日

共同企業体の名称

（共同企業体代表構成員の住所、名称及び代表者）　　様

（共同企業体その他の構成員の住所、名称及び代表者）　　様

島田市長

先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果を通知します。

記

<table>
<tr><td>公　告　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">入札参加資格の審査結果</td><td colspan="2">認定する・認定しない</td></tr>
<tr><td>認定しない場合の理由</td><td></td></tr>
</table>

なお、入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、市長に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、　　年　　月　　日までに、　　部　　課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第６号（第17条関係）　島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

特定建設工事共同企業体編成表　契約の日から7日以内に提出（JV 要綱第 17 条）

○○特定建設工事共同企業体運営委員会
（※ 協定書第9条により構成員全員により委員会を組織する）

委員長
　○○○○（○○建設株式会社○○）
委員
　○○○○（○○建設株式会社○○）
　○○○○（○○建設株式会社○○）
　○○○○（○○建設株式会社○○）

○○特定建設工事共同企業体事務所

所長　○○○○（○○建設株式会社）

工務長○○○○（○○建設株式会社）

工務主任（班長）TEL.	
氏　　名	会　　社　　名

工　　務　　係	
氏　　名	会　　社　　名

事務長○○○○（○○建設株式会社）

事務主任（班長）TEL.	
氏　　名	会　　社　　名

事　　務　　係	
氏　　名	会　　社　　名

（注）１　本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
　　２　記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。